

来年4月からの会計年度任用職員化に伴って府教委が提案

## 外国語指導員（NET）の勤務労働条件を 後退させないよう求め団体交渉で追及

府教委は、府高教に対し、6月26日付で「地方公務員法及び地方自治法の改正等に伴う非常勤職員（外国語指導員）の勤務労働条件の改正について」を提案しました。これは、2020年4月から学校現場の非常勤教職員が「会計年度任用職員（パートタイム）」に移行することに伴うものです。他の職についてはすでに協議が終了していますが、外国語指導員（NET）の休暇制度については「別途提案」となっていました。

提案の内容は、「府立学校一般職非常勤補助員と同種の休暇を付与する」というものですが、これは、①年次休暇の付与日数が年間20日から10日に半減する、②従来有給であった病気休暇が無給となる、③服喪休暇の対象範囲が狭められる、④服喪休暇・結婚休暇について「帰国する必要がある場合」等の往復日数の加算がなくなる、⑤休職制度が適用されなくなるなど、労働条件を大きく後退させるものです。とりわけ、多くの外国語指導員の家族は母国に居住しており、冠婚葬祭や帰省のために帰国する必要があり、そのための休暇が減少することは、日常生活に困難をきたす、きわめて重大な後退です。

一方で、非常勤講師や非常勤職員の場合と同様に、外国語指導員（NET）も、会計年度任用職員化に伴って、一時金（ボーナス）支給の対象となります。また、「一般職」に位置づけられるため、地方公務員法に基づく服務等の対象になります。

提案を受けて府高教は「非常勤職員（外国語指導員）の休暇制度を後退させないこと」を求め、7月18日付で府教委に申し入れを行いました。また、7月24日にはこの問題で団体交渉を行い、現場の実態を踏まえて厳しく追及しました。しかし、府教委は「国の非常勤職員制度を基本としつつ、府の常勤職員の状況も勘案した上で、他の非常勤職員との間に権衡を失しないよう改正する」との不当な答弁に終始しました。

今後、府高教は、あらためて現場の要求や意見を集約し、当該職員の労働条件改善に向けて、交渉等のとりくみに、引き続き全力をあげます。

なお、年休の付与日数は、継続勤務年数に応じて加算があり、6年間継続勤務の場合7年目は20日が付与されます。

＼＼ **みんなの力で要求実現！** あなたも府高教へ！ **／／**